

令和2年 第10回 安中市農業委員会会議録

1 開催日時 令和2年10月26日(月) 午後1時30分～午後3時17分

2 開催場所 安中市役所第201会議室

3 出席委員 (17人)

出席者	1番 上原 正孝	2番 丸山 征二	3番 山田 茂
	4番 宮口 太郎	5番 森泉壽義雄	6番 白石 隆
	7番 内田 忠雄	8番 磯貝 俊夫	9番 大沢 秀夫
	10番 上原恵美子	11番 橋本 一男	12番 武井 洋一
	13番 佐藤 恒雄	14番 飯野 優	15番 宇佐美幸雄
	16番 上原 見徳	17番 竹内 佳重	

4 欠席委員 (なし)

5 議事日程

日程第 1	議事録署名人の指名について
日程第 2	会務の報告について
日程第 3	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請審議について
日程第 4	議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請審議について
日程第 5	議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請審議について
日程第 6	議案第4号 農地の買受申込者適格認定について
日程第 7	議案第5号 農用地利用集積計画の承認について
日程第 8	議案第6号 農用地利用配分計画の意見について

6 農業委員会事務局職員

事務局長	上原 充	庶務兼農業振興係長	山田 幸則
農地係長	茂木 浩之	農地係	真下 貴光
農業振興係	五十貝 遼		

会議の概要

議長 ただいまから令和2年第10回農業委員会総会を開会します。

出席委員は、17名中17名で定足数に達しておりますので、総会は成立いたしました。

日程第1、議事録署名人の指名についてを議題とします。

安中市農業委員会総会会議規則第23条第2項に規定する議事録署名人です

が、議長から指名することにご異議ありませんか。

委 員 異議なし。

議 長 それでは、5番、森泉壽義雄委員・12番、武井洋一委員、両氏を指名します。なお、書記に事務局職員を任命します。

次に、日程第2、会務の報告について事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、会務の報告をいたします。9ページを御覧ください。

令和2年9月25日開催の第9回総会で許可相当の議決案件、農地法第4条関係1件、5条関係15件につきましては、令和2年10月19日付で許可書を交付いたしました。

10ページを御覧ください。現況証明の9月分の取扱いについてですが、1件、2筆の申請があり、転用許可の目的どおり利用されていることを確認し、証明書を交付いたしました。

続きまして、別紙でお配りしたA4で1枚紙の令和2年度第10回農業委員会総会報告案件一覧を御覧ください。群馬県農業会議の第7回常設審議委員会が10月19日に前橋市の農協ビルで開催され、竹内会長が出席しました。

公害防除特別土地改良事業第4回営農計画検討委員会が岩野谷公民館で開催され、白石農業委員、茂木農地利用最適化推進委員が出席いたしました。

報告は以上です。

議 長 次に、日程第3、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請審議についてを議題とします。

本案について事務局の説明を求めます。

事務局 10月21日に実施されました農地法第4条、第5条の申請面積1,000平米以上の案件現地調査の結果につきましては、特段問題となるような事項は見当たりませんでしたので、ご報告をさせていただきます。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請書を下記のとおり受理したから審議のうえ議決願いたい。

令和2年10月26日提出、安中市農業委員会会长竹内佳重。

議案第1号、農地法第3条の申請は議案書1ページ記載の6件です。受理した申請書は、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件全てを満たすと考えます。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

議 長 説明が終わりました。

本案について意見のある方はお願いします。

2番。

2番委員 2番です。議案第1号の農地法第3条の4番の説明をさせていただきます。

こちらの土地は、購入者の現在の宅地との地続きになります。こちらの土地は馬入れがなく、今まで車両等の乗り入れができない土地になりますので、この方が作る以外には耕作は現実的にはできない状況で、この方が今まで仕事に就いていたのですが、今年の6月に退職されて、今後は本格的に農業に取り組みたいということですので、何ら問題ないと考えます。よろしくお願いします。

議長 ほかにございますか。

12番。

12番委員 12番です。農地法第3条関係の1番です。1番の譲受人につきましては、経営農地につきまして、野菜とか植木を作付して今まで順調に耕作をしてまいりました。今後についても効率よく利用できると可能性を感じております。申請地につきましては、現在耕作されておりませんが、いつでも耕作可能な状況で管理されております。県道が交差する一画に位置しまして、主に住宅地に隣接しております、ここで苗木を植え付ける予定だと聞いております。苗木を植え付けたことによって、他の農地への効率的な利用を妨げる支障はさせるような可能性はないと考えますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

議長 ほかにございますか。ないですか。

6番。

6番委員 6番です。該当するのは3番と6番なのですけれども、3番は、〇〇から〇〇のほうへ入ったところなのですけれども、〇〇川というものがありまして、〇〇川を挟んで〇〇市〇〇と安中と分かれるところでございます。それで、現地を見てきたのですけれども、今大分きれいになっております。それで、市道と川に挟まれたところで、周りは今現在大分荒れているような状況でありますので、これは栗とかレモンですか、作るということで、特に問題はないと考えられますので、よろしくお願いします。

それから、6番、〇〇のところなのですけれども、これも川と市道に挟まれたところで、今まで大分荒れておりましたが、今は整地されまして、きれいになっておりまして、この方も、〇〇さんもすぐそばに住んでおりまして、この方は〇〇ですか、〇〇になっておりますが、通ってきてやったりしております。

やるということで、野菜とかをここで作るということで、特に問題はないと思
いますので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 ほかにありますか。ないですか。

委員 なし。

議長 なければ、ただいま委員の意見がありましたので、お含みおきください。

それでは、お諮りします。議案第1号については、審査班に審査を付託したい
と思います。

なお、審査班に付託した議案については、他の審査班との審査の必要が生じた
場合には連合審査にしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

委員 異議なし。

議長 異議なしと認め、1班に1番と2番の2件、2班に3番と4番の2件、3班に
5番と6番の2件、以上合計6件を付託します。

次に、日程第4、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請審議につい
てを議題とします。

本案について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請書を下記のとおり受理したか
ら審議のうえ議決願いたい。

令和2年10月26日提出、安中市農業委員会会长竹内佳重。

議案第2号、農地法4条の申請は議案書2ページ記載の4件です。受理した申
請書は、農地法第4条第6項各号に該当しないため、許可要件全てを満たすと
考えます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いします。

議長 説明が終わりました。

本案について意見のある方はお願いします。

3番。

3番委員 3番です。農地法第4条の番号1番、2番です。

1番は、申請者宅の南の一段低いところで、3種農地で、これは問題ないと思
います。

2番ですが、道に道があり、三角畑という感じで、他に影響ないと思われます。

また、自宅の建築であるので、問題ないと思いますので、審議の参考にしてく
ださい。

議長 ほかにございますか。

5番。

5番委員 5番です。4条関係申請の3番、4番ですが、これは両方とも隣接している土地であります。4番のほうは、非常に手が入れてある畑であります。3番のほうは、ちょっと草が生えていて、どうかなというような土地なのですが、今回出てきたのが、盛土をして農地改良したいということで、盛土の関係で多分今日呼出しをしていただいたのかと思いますが、周辺に対しては特に問題のあるような場所ではありません。県道からちょっと入ったところですが、昔に県道から入った道を道路改良したときに高くなつたのです。そのために、この2つの土地が隣接道路からは低い状況になっております。今般関係者を呼出ししておりますので、その辺の内容については、そのときにお聞きしていただきたいと思います。私からは、特に問題はないと思っております。

以上です。

議長 ほかにございますか。

委員 なし。

議長 ないということで、ただいま委員から意見がありましたので、お含みおきください。

それでは、お諮りします。議案第2号については、審査班に審査を付託したいと思います。

なお、審査班に付託した議案について、他の審査班と審査の必要が生じた場合は連合審査にしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

委員 異議なし。

議長 異議なしと認め、2班に1番と2番の2件、3班に3番と4番の2件、以上4件を付託します。

次に、日程第5、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請審議についてを議題とします。

本案について事務局の説明を求めます。あわせて、事前現地調査の概要についても説明いたします。

事務局 現地調査の概要につきましては、冒頭で説明させていただいたとおりでございます。

議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請書を下記のとおり受理したから審議のうえ議決願いたい。

令和2年10月26日提出、安中市農業委員会会长竹内佳重。

続きまして、農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請書。

令和2年10月26日提出、安中市農業委員会会長竹内佳重。

議案第3号、農地法第5条の申請は議案書3ページから4ページ記載の14件、計画変更申請が議案書5ページ記載の1件で、こちらは全部承継で、5条、3番と同時申請でございます。受理した申請書は、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件全てを満たすと考えます。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

議長 説明が終わりました。

本案について意見のある方はお願いします。

4番。

4番委員 4番です。議案第3号、農地法5条関係の1番でございます。この案件は、受け人が、西毛広幹道路に住宅がぶつかってしまい、隣の畠に住宅を建てたいということで、道路の関係上、問題ないと思いますので、よろしくお願ひいたします。

また、6番。この案件も一般住宅でございまして、受け人は酪農を本気でやっています。後継者でございますので、一般住宅ということで問題ないと思いますので、よろしくお願ひいたします。

それと、12番の案件でございます。これは、〇〇の〇〇のすぐ近所でございまして、隣の畠ももう太陽光ができるおるという状況でございます。そういう関係から、現地を見てきて問題ないと思いますので、よろしくご審議をお願いいたします。

以上です。

議長 ほかにございますか。

3番。

3番委員 3番です。農地法第5条関係の7番と8番です。

まず、7番です。これは周りが全部家に囲まれている土地でありまして、現場見るときに、どこが入り口かなと思うほどのところがありました。細い道で、入り口と道のところを買い上げて入るそうです。これは、3種農地なので、問題ないと思います。

8番です。北と南と東に住宅が建っていまして、これも問題ないと思います。

以上です。

議長 ほかにございますか。

15番。

15番委員 15番です。議案第3号、農地法5条の関係で、申請番号が9番と14番。

9番につきましては、宅地と山林に囲まれて、一応地目は畠ですが、ほぼ山林状態です。ほかに耕作地はありませんので、影響はない思われます。

14番です。14番におきましては、北側が道路に面していまして、北と東ですね。田んぼというか畠、耕作地には接続しておりません。特に影響はないと思いますので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 ほかにございますか。

8番。

8番委員 8番です。議案第3号、農地法第5条関係の2番でございます。こちらは、渡し人が今まで養豚をやっていたのですけれども、それができなくなつたということで、今勤めをしている状況です。この申請地は、現在豚舎が建つていて、周りもきれいに管理されていますが、南側はもう既に太陽光になっておりまして、この辺一帯は結構太陽光の申請が出ている場所でございます。なだらかな南斜面でございますが、東側がちょっと傾斜している部分がありますので、その補強も十分に、雨水対策はできているというふうになつておりますので、周りに与える影響はないと思いますので、審議の参考にしてください。

以上です。

議長 ほかにございますか。

14番。

14番委員 14番です。議案第3号、農地法5条の5番及び10番、11番、13番、順次説明させていただきます。

5番につきましては、隣接する廃棄物の処理業者が、その東側の農地ということで、駐車場用地で売買をしたいという申請でございます。南側に公道、北側にも公道と、東側については半分だけ住宅がかかっていますが、もう半分はその住宅の人が野菜を作っているということでございますので、特に問題はなかろうかと思います。

10番の太陽光発電用地でございますが、これは、〇〇の住宅地のど真ん中にあります、周りが住宅地ということで、東側に農地があるわけですけれども、耕作放棄地で荒れています。特に問題はなかろうかと思います。

11番の〇〇の太陽光発電用地でございます。これにつきましても、西側が公道並びに南側は太陽光発電が稼働しております、それに隣接する農地、東側

については住宅地ということで、これも特に問題はなかろうかと思います。

13番の農用地区域内の農地で、これは牧場経営している本人が、有限会社のほうへ賃貸借権の設定ということで、これも特に問題はなかろうかと思いますので、審議のご参考によろしくお願ひいたしたいと思います。

以上です。

議長 ほかにございますか。

6番。

6番委員 議案第3号、農地法5条の関係の3番ですけれども、これは〇〇というのがありますて、そこから南へ4,500メートルぐらいですか、下ったところで、市道に面した土地でありますて、両方に家が建っておりまして、その間にこの土地がございまして、その周囲も空いておりまして、農地に与える影響はないと考えられますので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

以上です。

議長 7番。

7番委員 7番です。5条の4番について説明させてもらいます。この土地は、〇〇の裾野にある安中市の〇〇の道の反対側になる土地であります。隣接する土地が住宅地ということで、問題ないと思いますので、よろしく審議をお願いします。

議長 ほかにございますか。

委員 なし。

議長 ただいま委員から意見がありましたので、お含みおきください。

それでは、お諮りします。議案第3号については、審査班に審査を付託したいと思います。

なお、審査班に付託した議案については、他の審査班との審査の必要が生じた場合には、連合審査にしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

委員 異議なし。

議長 異議なしと認め、1班に1番から4番の4件、併せて計画変更1番の5件、2班に5番から9番5件、3班に9番から14番の5件、以上合計15件を付託します。

次に、日程第6、議案第4号、農地の買受申込者適格認定についてを議題とします。

本案について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第4号、農地の買受申込者適格認定について。

令和2年10月26日提出、安中市農業委員会会长竹内佳重。

議案第4号、農地の買受申込者適格認定についての申請は議案書6ページ記載の1件です。こちらは3条、2番と同時申請でございます。

受理した申請書は、農地法第3条第2項各号に該当しないため、買受適格者として認定されると考えます。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

議長 説明が終わりました。

本案について意見のある方はお願いします。ないですか。

委員 なし。

議長 それでは、お諮りします。

議案第4号については、審査班に審査を付託したいと思います。

なお、審査班に付託した議案について、他の審査班との審査の必要が生じた場合は連合審査にしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

委員 異議なし。

議長 異議なしと認め、1班に1番の1件、以上1件を付託します。

これより書類審査のため、暫時休憩とします。

(休憩午後 2:09)

(書類審査)

(再開午後 2:28)

議長 休憩前に引き続き、会議を再開します。

それでは、運営内規に基づき、議案第1号、3番と6番及び議案第2号、3番と4番の案件申請者から説明を求めたいと思います。

なお、議案第2号、3番と4番の申請者は同一人でありますので、一括して説明を求めたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

委員 異議なし。

議長 異議なしと認め、議案第1号、3番の案件申請者から説明を求めます。

(3番案件申請者入室)

事務局 それでは、先に自己紹介してから申請内容の説明をお願いします。

3番申請者 ○○市の○○と申します。安中市に2反3畝ですかね、栗を栽培する予定で申請をさせていただきました。

議長 よろしいですか。

申請者の説明が終わりました。

質問のある方はお願いします。ないですか。

17番委員 では、私のほうから。

17番です。今回安中市と〇〇市と同時に申請を出すということでありますけれども、実際この土地については、どういう形で知ったのでしょうか。お知りになったのですか。

3番申請者 知り合いの方に相談したところ、その知り合いの知り合いの方が、好きに使っていいよと言われた土地がそこの場所だったのでけれども、実際〇〇だと思っていたのですけれども、ちょうどその境だったので、ちょうど安中市に入ってしまったので、〇〇市と安中市で併せて、それでという感じです。

17番委員 ここの場所に畑で、栗とレモン、どのくらい、何本ぐらい植える予定ですか。

3番申請者 普及課のほうでお話し伺ったところ、1反24本ぐらいと言われたのです。9メーター間隔と言われたのだけれども、もうちょっと狭くてもいいのかなと思ったので、30本から40本ぐらいを予定しています、栗の場合。

17番委員 以上です。

議長 あとは皆さんございますか、聞きたいこと。

2番。

2番委員 2番です。どうもご苦労さまです。レモンで、この辺の土地柄で実際育つものですか。ミカンはだんだん北限が上がって来て、十分群馬県内でも栽培ができると思うのですが、レモンはもう少し北緯的に南西というイメージが私たちにはあるし、周りで栽培している実績というのがもあるのだったら教えていただきたいですけれども。

3番申請者 今自宅のほうで、自宅というか、〇〇のほうで借りているところに植えてあるのです。そこは育っているのです。おっしゃるとおり、こっちはどこまで育つかがまだ半信半疑というか、言われたので、段階的に植えて。

2番委員 そういうことですか。分かりました。

議長 1番。

1番委員 どうもご苦労さまです。レモンといつてもいろいろな種類があると思います。どんなレモンなのでしょうか。ハウス内で栽培するのですか。そうではなくて、露地栽培。

3番申請者 露地でやろうと思って。

1番委員 では、例えば寒さとか、そういうのに強い。

3番申請者 一応そういうのを選んでいこうと思っているのですけれども。

- 1番委員 それは何種類か植えて試してみる。
- 3番申請者 そうですね。実際育つかどうか。最近気温も上がってきたので、あの辺でぎり育つのかなというところを探りながらなので。
- 2番委員 面積を少なく。
- 3番申請者 面積をちょっとにして、高崎のほうでもちょっと植えてみながら、育ったやつを持ってくるとか、育つ環境になるのかというのをちょっと探りながらの部分はあります。
- 1番委員 ○○から通ってて大変だと思います。交通も混雑しますので、その辺気をつけながら頑張ってください。
- 3番申請者 結構通つたら慣れてきたんで。
- 議長 ほかにございますか。
- 3番。
- 3番委員 3番です。ご苦労さまです。栗は、どういう種類を植える予定なのですか。だから、早生とか中生、晩生とか、早生を重点的にするとか、今はやりの種類を植えるとか、どういう感じで進めるのですか。
- 3番申請者 一応早生で選んで、「丹沢」をメインで植えていこうと思っているので。どうしてもちょっと遅くなると値段で勝負ができないというか、早生の早いうちのほうが、単価が高くなるかなと思って、一応「丹沢」をメインで考えています。
- 3番委員 分かりました。
- 議長 ほかにございますか。
- 8番。
- 8番委員 ご苦労さんです。作物を作るのはいいのですけれども、販売予定とか、売り先とか、そういうところというのは確保しているのですか。
- 3番申請者 まだ実際確保まではいって、まだ作っていないので、あれなのですけれども、以前に○○の○○のほうに出荷の契約を一回結んだことがあったので、そちらのほうもまた再契約してもらって、あとインターネット等で今野菜を結構販売するサイトがあるので、そこにも登録させてもらって販売をしていこうと思っています。
- 8番委員 そうですか。あと、もう一点なのですけれども、自宅のほうからここまで結構距離がありますよね。
- 3番申請者 そうですね、30分。
- 8番委員 例えばこれをやるにしてみても、作業小屋ではないのですけれども、何かそういう

うものが必要だとか、機械を運搬したり何かするのも結構大変だと思うのですけれども、そういう小屋みたいなのは、そういうのは造ったりするのですか。

3番申請者 簡易的な屋根というかは、ちょっと建てたいなとは思っている。

8番委員 そうですよね。そうでないと、やっぱりなかなか、雨が降ったりとか、そういうこともあるから、収穫のときに、そういうものをしのぐところが必要ですね。成功を祈っております。

3番申請者 すみません、ありがとうございます。

議長 ほかにございますか。

もう一度1番。

1番委員 ちょっとまだ。栗ですね、あの辺はイノシシがいるかどうかはよく分からないですけれども、うちのほうだとイノシシがいて、栗を皮ごともう全部食べられてしまう、落っこちたのを。朝行ってみると全然ないです。ですから、囲つたら大丈夫なのですが、去年から。そうではないと、イノシシが全部、ほとんど食べてしまうのです。その辺はどういったあれですか。かなり広い場所ですけれども、あれを囲うというと、かなりの費用がかかると思うのですけれども、ハクビシンとか、そういうのも食べます。ですから、その辺が大変ではないかと思うのですけれども、その辺の対策をちゃんと取らないと。

3番申請者 まだ計画というか、あれなので、被害に遭うようであれば、どんどん対策はしていくかなくてはだと思うのです。

1番委員 そうですよね。

3番申請者 すぐ下でも作っているうちがあって、そこはまだそんなに被害は出ていない。

1番委員 そうですか。

3番申請者 どちらかというと人の被害のほうがあるみたい。だから、そこは出来次第で、被害に遭うようであれば、策を講じていかなくてはだとは思っています。

議長 ほかにございますか。

委員 なし。

議長 なければ質問を打ち切ります。

ご苦労さまでした。

3番申請者 ありがとうございます。

(3番案件申請者退室)

議長 次に、議案第1号、6番の案件申請者から説明を求めます。

(6番案件申請者入室)

事務局 それでは、最初に自己紹介をしてから申請内容の説明をお願いいたします。

6番申請者 ○○と申します。年齢は○○歳ですけれど、大根作っていて、大根も年で駄目なので、小学校3年で○○が死んで、○○が、それから農家で育っているので、ずっと○○来てから百姓やっているのです。今もナスとかカボチャだとか、いろいろ出してやっているのですけれど、○○もちょっとまず借金があるので、手伝ってやらなくてはならないので、働くには、農家で野菜出して○○を助けてやりたいのです。

それで、知っている人が土地を売るというので、去年○○払って、 Yunbo でやつてもらったり、きれいにしたのですけれども、いまだに私の名義ならないので、知っている人に言ったら、そろそろなるよと言われたんですけど。1年かけて、草刈り機、なた、のこを持って、シノを雨降りも切ってきれいにしたのです。ただ、上が高いせいか、田んぼに水が入ってくるので、ちょっとそれが疑問に思っているけど。でもトラクターも草刈機、何でも農機具持ってやっていますので、○○を助けるために農家やらせてください。お願いします。

議長 申請者の説明が終わりました。

質問のある方はお願いいいたします。ないですか。

2番。

2番委員 2番です。どうもご苦労さまです。○○ですよね、お住まいが。こちら、現地は○○ということで、結構距離があると思うのですけれども。

6番申請者 あのね。家は○○にある。

2番委員 ちょっと待ってください。野菜を作るということになると、毎日通わなければならぬと思うのですが、そういったことに対して、作業的なことは大丈夫ですか。

6番申請者 大丈夫です。

2番委員 車の免許はお持ちですよね。

6番申請者 免許。

2番委員 はい。

6番申請者 2種といろいろあります。Yunboもあるし。

議長 ほかにございますか。

14番。

14番委員 14番ですけれども、ちょっとお聞きしたいと思います。子供さんが○○名おるということで、農機の確保の状況を見ますと、軽トラが1台、Yunboが1台、

草刈機 2 台、消毒器 3 台、トラクター 1 台ということで、今回新たに 3, 171 平米ということで取得するわけなのですけれども、子供さんは、〇〇さんですか。〇〇名は。

6 番申請者 〇〇。子供〇〇人いるのです。男〇〇人、女〇〇人で、それで一番上の子が百姓手伝うと言っているのです。

14 番委員 この農機の確保の状況を見ますと、その子供さんが持っているという、おたくさんが持っているわけですか。おたくさんが持っているの。

6 番申請者 はい。

14 番委員 ユンボも。

6 番申請者 はい。

14 番委員 ユンボの運転もなさるわけですか。

6 番申請者 ユンボも。

14 番委員 〇〇さんが。

6 番申請者 習いに行ったんです。

14 番委員 そうなのですか。事によるとお子さんがやるのかなと思って、全部。大々的にそうすれば農家をやっているような感じなのですけれども、一応お手伝いは今までやっているわけですよね。自分では。

6 番申請者 自分でやってるんです。ずっと。今でも食の駅とか農協に野菜出しています。

14 番委員 では、今現在作っているのは、どのぐらい作っているのですか、面積的には、

6 番申請者 今、〇〇の〇〇の土地と裏を買ったのと山もあるので、4 反ぐらいあるのです。それを昼は大根作って、暇を見て野菜作って出しているのです。

14 番委員 この作付面積が 1, 354、ネギ、白菜、1, 074 平米が馬鈴薯、大根で、743 が栗、柿と果物ですよね。これは現在お子さんたちの手を借りないで、〇〇さん 1 人でやっていたわけですか。

6 番申請者 長くね。

14 番委員 また 3 反歩の上面積を増やすということで。

6 番申請者 〇〇の土地で、前へ返さなくてはならないので。

14 番委員 頑張っていただきたいと思いますので、一応分かりました。
以上です。

2 番委員 頑張ってください。

議長 ほかにございますか。

委員 なし。

議長 それでは、一応質問がなければ説明を打ち切ります。
ご苦労様でした。

(6番案件申請者退室)

議長 では、次に議案第2号、3番、4番の案件について申請者から説明を求めます。
(3番4番案件申請者入室)

事務局 それでは、自己紹介してから申請内容の説明お願いします。

3番・4番申請者 こんにちは。〇〇と申します。よろしくお願ひいたします。

それでは、第4条の申請ということで、安中市〇〇、〇〇さん、隣接しております、同じく〇〇、〇〇さん、この2筆の一時転用なのですが、目的としては、隣接している市道がありまして、そこから現在かなりなかなか落差がありまして、一番落差があるところで3.3メーターほど落差がありまして、盛土を施しまして、農地として使いやすくしたいという変更で、今回のうち転用の申請となりました。

それで、盛土として一番高い、最大な部分は、黒土を入れて3.5メーターほどの高さになります、そこから全体が3.5メーターではないのですが、だんだんと盛土が低くなりまして、一番低いところで1.1メーター黒土を入れて4メーター含むのですが、そのような計画になっております。黒土に関しては、現場の黒土がありますので、一応そこを一旦盛土した後、上に戻すというか、一度ちょっと移動して上に戻すという工事を施す予定でございます。

あとは、盛土に関してなのですが、建設課さんとのほうと土砂の申請とか、そちらの内容を現在相談しております、どのような形で 盛るか計画を、今作成中で、協議中でございます。

大体、概ねですが、以上になります。

議長 申請者の説明が終わりました。

質問のある方はお願いします。

1番。

1番委員 1番です。どうもご苦労さまです。先日21日の日ですか、現地を見させていただいたのですけれども、奥のほうが大分、4メートル弱ですね、盛土するところですね。今の説明を聞いていますと、表土は確保しとくわけですね、剥いで。とりあえず、表土はね。

3番・4番申請者 はい。

1番委員 それをまた表面に戻すことですけれども、中に入れる砂というのは、どちらか

ら、どんな砂を持ってくるのでしょうか。

3番・4番申請者 現在確保しているところは、○○県○○市というところで建設用残土、一般的な建設で、建設工事の際に出た、いわゆる土です。それは、こここの有限会社○○資材置き場というところに今現在置いてあるのですが、そこには1回検査をした土を搬入しております。さらに、そこから搬出、この現場に入れる際には、もう一度検査をして、いわゆる30項目ぐらい検査があるのでけれども、一応それをした後に、成分に問題なければ、それを入れるということになります。

1番委員 量的にはどのくらい入るものなのですか。

3番・4番申請者 全体でですね。

1番委員 相当数量は入ると思うのですけれども。

3番・4番申請者 はい。2,946立米およそ3,000立米くらい見込んだのですけれども。

1番委員 一つ例というかあるのですけれど、悪い土も下へ入っている、そういうこともよく話に聞くのです。検査もしない。いろいろ悪い砂が。そういうことはないのですね。今言っていましたように、検査してちゃんと。

3番・4番申請者 そちらの建設課さんと残土条例で、きちんと申請を、申請しないと入れられないものですから、申請をした上で、申請時にも検査をするという項目がありますので、ですから成分に関しては、逆に変なのを入れるというのも難しいような今状態になっていますので、確実に変な土が入らないようにはなっておりまして、その辺は大丈夫かと。

1番委員 かなりの量ですから。結局あそこは道も結構狭いですし、入っていくのに。そういうですか。分かりました。

議長 ほかに。

2番。

2番委員 どうもご苦労さまです。畑ということですので、先ほどの質問とちょっとかぶるのですけれども、建設残土という説明がありましたが、材質的には水はけのいいものを入れていただかないとい、当然のことですが、畑として今後使うのであろうかと想定されますので、そういう成分的なものもそうなのでしょうけれども、材質的なことをちょっとお伺いしたいのですが。

3番・4番申請者 種類で申し上げますと第3種建設用残土といいまして、いわゆる土であったり細かい砂利といいますか、砂といいますか、どちらかというと土の粘土

質に近い土になりますので。

2番委員 粘土質か。

3番・4番、粘土質に近い、粘土質ではなくて、ですからさらさらという砂ではなく、いわゆる土で、圧着をしますので、そういう意味では、一番上は黒土なので。

2番委員 黒土は40センチ。

3番・4番申請者 40センチほど見込んでいるのですけれども、黒土の下の部分は、運んで盛土をして固めます。その上で、水はけ等を考慮して固めますので、その際に、どうしても軟らかい土ですと固まらないので。それがいわゆる固め易い、県の条例では第1種、第2種、第3種と区分があるそうなのですが、一般的に第3種建設発生土いう土を使用する予定でございます。

2番委員 作物には問題ない。

3番・4番申請者 問題ない。一番上に黒土で40センチかぶせますので、一応作物には黒土で問題なくしますのと、事前に圧密脱水しますので、そういう意味で水の流れも安全に施していく。はい。

議長 ほかにございますか。

8番。

8番委員 ご苦労さんです。ちょっと変な質問なのかなと思うのですけれども、この残土というのは買われるのですか。それとも業者のほうが、捨てるところがないから、お金払って入れてくださいという感じになるのですか。ちょっとざっくばらんな、申し訳ないですけれども。

3番・4番申請者 計画では残土は購入ということになっています。

8番委員 購入ですか。

3番・4番申請者 はい、業者から購入をして入れると。

8番委員 ということは、おたくさんがお金を支払うということになるのですか。

3番・4番申請者 私は、すみません、書類を書いている者なので、業者ではないので、申し訳ありません。

行政書士の。

委員 会社の者ではない。

3番・4番申請者 書類、図面を。

8番委員 書いているだけ。

3番・4番申請者 携わっています。

8番委員 そうですか。

3番・4番申請者 実際には業者さんいるのですが。あくまでも土を購入して入れるという計画。

8番委員 ということは、この改良する方が、お金を支払って土を購入するということになるわけですね。

3番・4番申請者 そうです。はい。

8番委員 すみませんでした。

議長 ほかにございますか。

委員 なし。

議長 なければ、これで質問を打ち切ります。

大変な盛土になると思うのですが、十分気をつけてやってください。

以上です。ご苦労様でした。

3番・4番申請者 よろしくお願ひします。

(3番4番案件申請者退室)

議長 ここで審査班の意見を取りまとめるため、暫時休憩とします。

(休憩午後 2:58)

(意見取りまとめ)

(再開午後 2:59)

議長 休憩前に引き続き、会議を再開します。

それでは、議案第1号に対する書類審査の結果について、各班から報告を求めます。

1班。

1班班長 12番です。1班に付託された議案第1号、農地法第3条関係は、1番から2番の2件です。審査班で農地法3条の許可基準により審査した結果、調査書に示したとおりであり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

議長 2班。

2班班長 9番です。2班に付託された議案第1号、農地法第3条関係は、3番から4番の2件です。審査班で農地法3条の許可基準により審査した結果、調査書に示したとおりであり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

議長 3班。

3班班長 16番です。3班に付託された議案第1号、農地法第3条関係は、5番から6

番の2件です。審査班で農地法第3条の許可基準により審査した結果、調査書に示したとおりであり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

議長 報告は終わりました。

これより議案第1号に対する質疑を行います。質疑ないですか。

委員 なし。

議長 それでは、質疑を打ち切ります。

これより議案第1号に対する採決を行います。

本案に対する審査班の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委員 挙手全員。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請については、審査班の報告のとおり決定いたしました。

次に、議案第2号に対する書類審査の結果について、各班から報告を求めます。

議長 2班。

2班班長 9番です。2班に付託された議案第2号、農地法第4条関係は、1番から2番の2件です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第4条第6項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

議長 3班班長。

3班班長 16番です。3班に付託された議案第2号、農地法第4条関係は、3番から4番の2件です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第4条第6項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

議長 報告が終わりました。

これより議案第2号に対する質疑を行います。質疑ないですか。

委員 なし。

議長 それでは、質疑を打ち切ります。

これより議案第2号に対する採決を行います。

本案に対する審査班の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委 員 挙手全員。

議 長 挙手全員であります。

よって、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請については、審査班の報告のとおり決定いたしました。

次に、議案第3号に対する書類審査の結果について、各班から報告を求めます。

1班。

1班班長 12番です。1班に付託された議案第3号、農地法5条関係は1番から4番の4件です。及び計画変更の1番です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第5条2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

議 長 2班。

2班班長 9番です。2班に付託された議案第3号、農地法第5条関係は5番から9番の5件です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

議 長 3班。

3班班長 16番です。3班に付託された議案第3号、農地法第5条関係は、10番から14番の5件です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

議 長 報告が終わりました。

これより議案第3号に対する質疑を行います。ないですか。

委 員 なし。

議 長 なければ質疑を打ち切ります。

これより議案第3号の案件に対する採決を行います。本案に対する審査班の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委 員 挙手全員。

議 長 挙手全員であります。

よって、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請については、審査班の報告のとおり決定いたしました。

次に、議案第4号に対する書類審査の結果について、各班から報告を求めます。

1班。

1班班長 12番です。1班に付託された議案第4号、農地の買受申込者適格認定関係は、1番の1件です。審査班で農地法第3条の許可基準により審査した結果、調査書に示したとおりであり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、適格者であると認めます。

議長 報告が終わりました。

これより議案第4号に対する質疑を行います。ありますか。

委員 なし。

議長 なければ質疑を打ち切ります。

これより議案第4号に対する採決を行います。本案に対する審査班の審査の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委員 挙手全員。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第4号の農地の買受申込者適格認定については、審査班の報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第7、議案第5号、農用地利用集積計画の承認についてを議題とします。

本案のうち利用権設定の1番から5番は、16番委員が利用権を設定する者となっており、農業委員会等に関する法律第31条により議事参与できませんので、番号1番から5番を案件1、番号6番から17番を案件2として、2回に分けて審議を行います。

それでは、案件1ですが、16番委員が、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、議事参与に参加できませんので、これを審議の間、16番委員の退室を求める。

(16番委員退室)

議長 それでは、案件1に対して事務局の説明を求めます。

事務局 議案第5号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画が安中市長より下記のとおり提出されたので、審議のうえ議決願いたい。

令和2年10月26日提出、安中市農業委員会会长竹内佳重。

農用地利用集積計画の案件1は、議案書7ページ記載の1番から5番の5件です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 説明が終わりました。

案件1について質問がありましたらお願ひします。ないですか。

委員 なし。

議長 なければ質疑を打ち切ります。

お諮りします。利用権設定の1番から5番について承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委員 挙手多数。

議長 挙手多数であります。

よって、議案第6号の利用権設定関係の1番から5番、農用地利用集積計画の承認については、原案のとおり承認し、市長へ送付することに決定いたしました。

ここで16番委員の入室を求めます。

(16番委員入室)

議長 それでは次に、案件2について事務局の説明を求めます。

事務局 続けて説明させていただきます。なお、案件2のうち番号11、〇〇さんについて補足説明させていただきます。

この方は、親元で新規就農しており、6年前に〇〇市で認定農業者の認定を受けています。経営は家族経営で、〇〇市内で長ネギ、下仁田ネギを中心に生産しています。出荷先は、〇〇になります。

以上情報は、ご本人に伺ったほか、県の〇〇、〇〇に確認を取ることで得られました。

なお、今回初めて本人名義で利用権を設定するので、耕作面積はゼロ平米となっています。しかし、認定農業者であること、確実な生産、販売実績があることから、事務局として申請に問題ないと判断したので、議案に掲載させていただきました。

補足説明は以上となります。

議案第5号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画が安中市長より下記のとおり提出されたので、審議のうえ議決願いたい。

令和2年10月26日提出、安中市農業委員会会长竹内佳重。

農用地利用集積計画の案件2は、議案書7ページ記載の6番から17番の12

件です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。
ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 説明が終わりました。

案件2について質問がありましたらお願いします。ないですか。

委員 なし。

議長 なければ質疑を打ち切ります。

お諮りします。案件2、利用権設定の6番から17番について承認することに
賛成の諸君の挙手を求めます。

委員 挙手全員。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第6号のうち利用権設定関係の6番から17番、農用地利用集積
計画の承認については、原案のとおり承認し、市長へ送付することに決定いた
しました。

次に、日程第8、議案第6号 農用地利用配分計画の意見についてを議題とし
ます。

本案について事務局の説明を求めます。

事務局 まず、A4判1枚紙で、農地中間管理事業扱い手情報と記載された一覧表を御
覧ください。こちらには、借り手希望者の営農状況等を添付させていただきました
ので、ご参考にしてください。

議案第6号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基
づき、農用地利用配分計画（案）について、安中市長より下記のとおり提出さ
れ、意見を求められたので、審議願いたい。

令和2年10月26日提出、安中市農業委員会会长竹内佳重。

農用地利用配分計画（案）は、議案書8ページ記載の1件です。

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の各要件を満たしている
と考えます。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 説明が終わりました。

本案について質問等がありましたらお願いします。ないですか。

委員 なし。

議長 なければ質疑を打ち切ります。

お諮りします。本案について承認することに賛成の諸君の挙手を求める。

委 員 挙手全員。

議 長 挙手全員であります。

よって、議案第6号、農用地利用配分計画の意見については、原案のとおり承認し、市長へ送付することに決定いたしました。

以上で議案審議は全て終了いたしました。

これをもちまして令和2年第10回安中市農業委員会総会を閉会いたします。

慎重審議いただき、ありがとうございました。

時に午後 3時17分

以上、会議の顛末を記載しその内容に相違ないことを証するため、ここに署名捺印する。

令和2年10月26日

安中市農業委員会会長

5番委員

12番委員